

ジェンダー平等社会への展望



弁護士、
前国連女性差別撤廃委員会委員長

はやし ようこ
林 陽子

はじめに

国連は1976年から1985年までを「国連女性の10年」と定め、世界的な女性差別撤廃の運動を主導したが、その最も大きな成果は1979年の国連総会で女性差別撤廃条約が採択されたことである。この条約は国連の主要な9条約の中で子どもの権利条約と並んで締約国の数が多く、「世界の女性の憲法」として、今日まで世界各国の男女平等政策を推し進める役割を果たしている。¹⁾

それから40年余りが経過したが、地球上のどこにもジェンダー平等を達成した国はなく、男女間の賃金格差、意思決定への参画、教育へのアクセスなど社会におけるすべての局面で、どの国にも女性に対する差別が存在する。女性に対する差別は家庭生活の中に色濃く残っている。そして女性たちは国籍や宗教、経済発展の度合いに関係なく、平時においてはドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力の犠牲になり、戦時においては「武器としてのレイプ

(性暴力)」の被害を受けている。

さらに、世界中のあらゆる地域で、過激主義、大衆迎合主義、原理主義が急速に浸透している。そしてこれらの教義はほとんどすべて、性差別主義と深く結びついている。学校に通う少女たちを誘拐したナイジェリアのボコ・ハラム、スクールバスの中でマララ・ユフスザイを狙撃したパキスタンのタリバン、ヤジディ教徒のナディア・ムラドを性奴隷にしたイラクのISなど、その例は枚挙にいとまがない。2019年5月に行われた欧州議会選挙ではヨーロッパの多くの国で外国人排斥を掲げる国家主義的な政党が躍進した。2020年1月には英国がEUから離脱し、多国間主義そのものが揺らいでいる。

このような状況にあるものの、他方でジェンダーの平等をめぐっては条約採択後（特に1995年の国連北京女性会議以降）、世界では大きな進展が見られたのも事実である。本稿では、第1章でまず概念の整理を行い、「男女平等」ではなく「ジェンダー平等」という言葉を用いる理由について述べる。第2章ではジェンダー・ギャップ指数を例に日本におけるジェンダー平等が先進国の中では最低の水準であることを紹介する。第3章

表1 国連主要人権諸条約の現況(日本が当事国となっている8条約について)

		条約の締約国/ 個人通報の受諾国			
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)	1966採択 1976発効 1979批准	173/116	第一選択議定書 (個人通報制度) 1966採択、1976発効 日本未締結	第二選択議定書 (死刑廃止) 1989採択、1991発効 日本未締結	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)	1966採択 1976発効 1979批准	170/24	選択議定書 (個人通報制度) 2008採択、2013発効 日本未締結		
人種差別撤廃条約	1965採択 1969発効 1995加入	181/59	※第14条 (個人通報制度) 日本未受諾		
女性差別撤廃条約	1979採択 1981発効 1985批准	189/112	選択議定書 (個人通報・調査制度) 1999採択、2000発効 日本未締結		
拷問等禁止条約	1984採択 1987発効 1999加入	169/68	視察制度 選択議定書 2002採択、2006発効 日本未締結	※第22条 (個人通報制度) 日本未受諾	※第21条 (国家通報制度) 日本受諾済
児童の権利条約	1989採択 1990発効 1994批准	196/45	個人通報制度 選択議定書 2011採択、2014発効 日本未締結	武力紛争 選択議定書 2000採択、2002発効 2004批准	児童売買等 選択議定書 2000採択、2002発効 2005批准
障害者権利条約	2006採択 2008発効 2014批准	181/95 (含むEU)	個人通報制度 選択議定書 2006採択、2008発効 日本未締結		
強制失踪条約	2006採択 2010発効 2009批准	62/21	※第31条 (個人通報制度) 日本未受諾		

出典：国連HP、日弁連「今こそ、国際水準の人権保障システムを日本に！」(2019年人権大会資料集)、外務省人権人道課が2019年国際人権法学会に提供した資料に基づき筆者が作成。移住労働者条約は日本が未批准のため表に入れていない。

では、日本においてジェンダー・ギャップが最も大きい分野である政治参画について現状と問題点を紹介する。第4章および第5章では、このようなジェンダー不平等社会をもたらししている2つの主要な問題を検討する。ひとつは政権の中核にいる人々の政治的意思の問題である。もうひとつは日本のナショナル・マシーナリーの構造的な問題である。第6章では、国連女性差別撤廃委員会から日本に出されている改善のための勧告を紹介し、国際社会から見た日本の課題を検討する。最後に、ジェンダー平等を求める運動と労働組合運動の連帯への期待を述べて本稿を終えたい。

1 「男女の平等」から「ジェンダー平等」へ

日本国憲法第14条は、「性別により差別されない」という平等原則を定めるが、ここでいう「性別」の英語の原文はsexであり、生物学的な性差を意味する。しかし、1970年代以降の世界的な女性解放運動と、その影響を受けて始まった女性

学は、女性差別は女性が産む性であるからという生物学的な性差のみが原因なのではなく、社会的・文化的・歴史的に育まれてきた固定観念によるところが大きい、ということを示した。また、生物学的な性差であるsexも、女と男という単純な二分法ではなく、性はより多様であるという理解も広がってきた。そのため、主要先進国では性差別を論じる際に「女性差別」や「男女平等」ではなく、「ジェンダーに基づく差別」「ジェンダー平等」という用語が使われるようになってきている。2000年代以降、活発となったLGBTI²⁾の人々の権利運動も、このような傾向を後押ししている。国連の条約機関である女性差別撤廃委員会も、2004年に採択した解釈指針の中で、女性差別撤廃条約の対象はジェンダー平等であるとの見解を示している。³⁾

これに対して、日本政府は、男女共同参画社会基本法の施行(1999年)を契機として、「男女共同参画」という新たな用語を「開発」し、「ジェンダー」という単語を使わないのはもとより、「男女(または両性の)平等」という表現をも回避するようになった。⁴⁾ もともと男女共同参画社

表2 ジェンダーギャップ指数
日本は121位/153か国

1	アイスランド
2	ノルウェー
3	フィンランド
4	スウェーデン
5	ニカラグア
6	ニュージーランド
7	アイルランド
8	スペイン
9	ルワンダ
10	ドイツ
121	日本

出典：世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数報告書」(2019)
経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けて総合値を算出。
その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。

会基本法が全会一致で成立したのは、保守派にとって「共同参画」は男女平等と異なり安全なことと思われ、無内容に響いたからだったのではないかという指摘がある。⁵⁾

さらに、2000年代に入り、女性政策の「性中立化」が進み、ジェンダー平等政策は「ダイバーシティ政策」にのみこまれていく傾向がある。ただし、女性の人権問題を広く「多様性政策」の中に包含する風潮は、日本独自のものではなく、ジェンダー平等先進国の一部においても「ジェンダー主流化政策」（あらゆる政策をジェンダー視点から全省庁横断的に見る手法をとる）として採用され、「ジェンダー」に特化した部署をあえて持たない国もある。しかし「多様性政策」を採る多くの国では包括的な差別禁止法があり、その中でジェンダーに基づく差別を明確に位置づけている。日本のようにジェンダーに基づく差別に関する包括的な禁止法がない国は、まずそれを作るところから始めなければならず、多様性政策に「統合」するのは機が熟していないと言わなければならない。^{6) 7)}

2 ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム⁸⁾は、2006年の発足以来、毎年「ジェンダー・ギャップ指数報告書」を公表している。直近の2019年の報告書によると、対象国153カ国のうち日本は121位であり、過去最低を更新した（表2を参照）。ジェンダー・ギャップ指数は、教育（識字率や進学率）、経済（賃金格差や管理職への登用）、健康（妊産婦死亡率や平均寿命）、政治参画（国会議員、閣僚等に占める割合）の4分野での男女間の格差を比較するものであるが、日本のそれぞれの順位は教育（91位）、経済（115位）、健康（40位）、政治参画（144位）であり、特に最後の政治参画の数値の悪

さが全体の順位を落としている。ジェンダー・ギャップ指数報告書が出されるようになったのは2006年であるが、全体的な傾向としてG7各国は過去13年の間に順位を下げている（日本は80位から121位へ、ドイツは5位から10位へ、イギリスは9位から21位へ、イタリアは77位から76位へ、カナダは14位から19位へ、米国は23位から53位へ）。例外はフランスであり、70位から15位へと快進撃を遂げた。これは公職選挙におけるパリテ（男女同数）法を2000年に制定したことが大きく影響しているが、フランスは教育・文化の面で予算が手厚いことで知られ、教育分野の男女平等度は世界1位を保持していることも大きい。順位の高い国は、社会民主主義政党が勢力を持ち所得の再分配に成功している北欧諸国が際立つ。これに対して、リーマンショック（2008年）以降、緊縮財政で経済の「引き締め」を行った国の多くは順位を下げている。引き締め政策で福祉や教育の予算がカットされる時、それまでの社会サービスに代替するのは女性の無償労働であり、言い換えれば女性の権利の保障には公的なサービスが不可欠だからである。そして政治が女性の経験を反映する仕組みに乏しく、選挙システムが既得権益を保護することを許していると、ますます変化が起きにくい。次章では日本のジェンダー・ギャップ指数の足かせとなっている政治参画について現状と課題を述べたい。

表 3

2017年10月衆議院総選挙における女性の当選者

当選者総数	465名
うち女性	47名 (10.1%)
	(内訳) 小選挙区 23名
	比例代表区 24名
	(政党別)
	自民 (20)、立民 (12)、公明 (4)、共産 (3)、
	希望 (2)、維新 (1)、無所属 (5)

2019年7月参議院選挙における女性の当選者

当選者総数	124名
うち女性	28名 (22.6%)
	(内訳) 地方区(選挙区) 18名
	全国区(比例区) 10名
	(政党別)
	自民 (10)、公明 (2)、立民 (6)、共産 (3)、国民 (1)、
	維新 (1)、れ新 (1)、無所属 (4)、諸派 (0)

3 意思決定(政治)への参画

日本政府は「2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位にある女性を少なくとも30%に」することを2003年に公約した(男女共同参画推進本部の決定)。当時これを聞いた時は、17年も先にまだ30%しか目指さないのか、とその野心のなさに驚いたものである。この「2020/30」はその後、2010年に第3次男女共同参画計画に数値目標として取り入れられた。国際的には「意思決定の場の30%に女性を」という「ナイロビ将来戦略」⁹⁾が採択されたのは1985年のことであるから、それから遅れること実に25年後のことである。

そして迎えた2020年であるが、2020/30の公約を政府が今年の大晦日までに達成できると考えている人はいない。国会を例にとると、IPU(列国議会同盟)が公表する女性国会議員の比率で日本のランクは193カ国中、166位(衆議院で10.1%)である(表3を参照)。2018年には政治の分野における男女共同参画推進法(候補者男女均等法と呼ばれる)が成立し、国が政党に候補者を男女同数に近づける努力義務を課した。¹⁰⁾この法律成立後に行われた最初の国政選挙は、2019年7月に行われた参議院選挙であるが、女性当選者は28人、

表 4 内閣に女性が占める割合

1	66.7%	スペイン
2	61.1%	フィンランド
3	58.8%	ニカラグア
4	57.9%	コロンビア
5	57.1%	オーストリア
6	55.0%	ペルー
7	54.5%	スウェーデン
8	53.6%	ルワンダ
9	53.3%	アルバニア
10	52.9%	フランス
11	50.0%	アンドラ、カナダ、コスタリカ、ギニアビサウ

出典:列国議員連盟(IPU)ニューズレター(2020年2月)

3年前の選挙と同数であった(全体の22.6%)。また2019年には統一地方選挙も行われ、女性の地方議員は微増したが、全体の14%にとどまる。日本には女性議員がひとりもない「女性ゼロ地方議会」が多数あり、現在でも町村議会の30%にはひとりも女性議員がいない。¹¹⁾都道府県議会レベルで女性ゼロ議会がなくなったのは、2011年、実に女性が選挙権を行使してから64年後のことであった。女性議員の数の少なさは女性閣僚の少なさになって現れ、現在の第4次安倍第2次改造内閣の女性閣僚は20名中3名であり、その前の第4次安倍内閣では1名のみであった。

全世界平均では女性はいまだに国会議員の25%を占めるに過ぎないが、G7各国で比較をすると、①フランス(39%、女性議員割合の順位では世界26位)、②イタリア(35%、35位)、③イギリス(33%、40位)、④ドイツ(31%、49位)、⑤カナダ(28%、57位)、⑥米国(23%、81位)、⑦日本(10%、166位)となっていて、上位100位に入れないのは日本だけである。¹²⁾表4はIPUがまとめた世界の内閣における女性割合の上位国であるが、フィンランドは30代の女性首相が組閣し60%以上の女性閣僚がいる。

女性の政治の場への参画を大きく推進したのが、クォータ(割当)制であり、これは選挙に参加する特定の集団に候補者や議席の一定の枠を設ける仕組みである。現在、下院選挙でクォータ制を導入している国は100カ国以上、上院や地方議

会を含めると130カ国以上に上る。表5は、女性議員率の高いトップ10の国の制度を比較したものであるが、キューバとグレナダを除いて、すべての国がクォータ制を採用していることに注目すべきである。

最近接した台湾の黄長玲教授ファンチャンリンの論考¹³⁾は、「日本が経験した民主主義」とは「戦後アメリカによる占領も1955年体制の確立も、日本における個人主義と市場競争を強調するリベラルな民主主義の受容に結びつき、そのことが選挙法制においてもクォータ制を採用しない原因となっていることを述べているが、同感である。また日本の法学教育、特に憲法学において形式的平等論が幅を利かせ、ポジティブ・アクションは「逆差別」だと教えられてきたことも大きく影響していると思う。

クォータ制は小選挙区よりも比例代表選挙に、非拘束式名簿式より拘束式名簿制においてこそ効果を発揮する。より実効ある女性の政治参画に向けて、クォータ制の導入はもちろんのこと、公職選挙法全体を見直し、小選挙区制と非拘束式名簿制は廃止されるべきである。そして女性議員が働きやすいような議会改革がもっと進み、議会におけるセクシュアル・ハラスメントや議員に対する暴力についても、明るみに出され、根絶へ向けた取り組みがなされなければならない。

4 政治的意思の不存在

(1) 行く手を阻む「日本型福祉社会」

女性差別撤廃条約が誕生した1979年の日本は、おおひらまさよし大平正芳内閣の下にあった。大平は「家庭基盤充実研究グループ」を発足させ、1980年に自民党により公表される「日本型福祉社会」政策へとつながっていく。条約が人間の個人としての尊厳を基

表5 女性議員比率の高い国における選挙制度(2019年)

国名	議会下院の女性比率	法的クォータの有無	政党クォータの有無	選挙制度
ルワンダ	61.3%	リザーブ議席(30%)	×	拘束名簿式比例
キューバ	53.2%	×	×	—
ボリビア	53.1%	候補者クォータ(50%)	○	混合選挙制
メキシコ	48.2%	候補者クォータ(40%)	○	混合選挙制
スウェーデン	47.3%	×	○	拘束名簿式比例
グレナダ	46.7%	×	×	小選挙区制
ナミビア	46.2%	×	○	拘束名簿式比例
コスタリカ	45.6%	候補者クォータ(50%)	○	拘束名簿式比例
ニカラグア	44.6%	候補者クォータ(50%)	○	拘束名簿式比例
南アフリカ	42.7%	×	○	拘束名簿式比例

出典：前田健太郎「女性のいない民主主義」(岩波新書) 199頁の表を基に表現を一部筆者が修正。

礎におき、ジェンダー・ステレオタイプ(性別役割分業)からの解放をめざしているのと対照的に、日本型福祉社会において専業主婦は「日本の含み資産」とであると評価され、1980年代以降、自民党政権により配偶者控除(後に特別控除も追加)、同居老親特別控除、厚生年金の第3号被保険者制度と、専業主婦の税制・社会保障面での優遇策が強化されていった。筆者はこの自民党による「日本型福祉社会」構想が、高度成長期以降の日本においてジェンダー平等を阻害した最大の原因であると考えている。日本政府の男女共同参画基本計画には、たびたび「働きたい人が働きやすい社会」「ライフイベントに対応した柔軟な働き方」(第4次基本計画)、「男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会」(第3次基本計画)という表現が登場する。その根底にあるのは、女性にはライフイベント(結婚、出産、夫の転勤、介護等)によって専業主婦やパートなど非正規雇用を「選択する自由」があるという思想である。

これに対して、ジェンダー平等先進国の政策は、女性が生涯にわたり経済的に独立した人生を送るための教育と技能を身につけることを第一義に考えている。一例としてスウェーデンの国家計画を見ると、国のジェンダー平等政策の目標は4

つあり、①権力の男女間の分配（政治参画）、②男女の経済的な独立、③男女による無償労働の分配、④女性に対する暴力の根絶、とある。¹⁴⁾そして②の部分では、女性も男性も生涯にわたり経済的に独立した人生を送れるようにすることと明記されている。そこには長時間労働の夫と専業主婦として無償労働を一手に支える妻という家族モデルが存在しない。

(2) 男女共同参画社会基本法改正の必要性

2019年は男女共同参画社会基本法成立20年であり、見直しの好機であったが、議論は盛り上がりなかった。この法律は、政府の施策、予算措置の根拠とはなるが、個々人の権利義務を発生させるものではないという限界がまず存在する。女性差別の定義規定を置いていないし、ポジティブ・アクションを「積極的改善措置」と名付けたことは立法の過程で批判された（少しでも改善すれば平等にならなくても足りるのか、という批判である）。性差別の被害者を救済するための措置を講じるとの規定があるが、救済機関を備えた国内人権機関の設立については政府の取り組みが放置されている。

(3) ジェンダー・バックラッシュ（反動勢力）の台頭¹⁵⁾

1990年代は、近隣諸国との領土問題が先鋭化し、扶桑社の「新しい歴史教科書」が発刊されるなどして第二次教科書問題が始まる時期と重なる。韓国人元「慰安婦」による日本政府を被告とする訴訟が提起され（1991年）、日本政府が元「慰安婦」への聞き取り調査を行い、河野洋平官房長官談話が発表された（1993年）のもこの時期である。これに呼応するようにして、1997年に「美しい日本の再建」を掲げる日本会議¹⁶⁾が設立された。日本会議は「昭和憲法の副産物である行き過ぎた家族観や権利の主張を抑え」ることを目

的に掲げており、男女共同参画社会基本法は、家族の崩壊を招き、専業主婦による育児を軽視する悪法だと、恰好の攻撃の対象となった。

2000年には、自民党内に「過激な性教育・ジェンダーフリー教育に関する実態調査プロジェクト・チーム」が発足するが、その座長をつとめたのが安倍晋三^{あべしんぞう}であった。安倍はシンポジウムで「過激なジェンダーフリー教育はカンボジアで大量虐殺をしたポルポト政権を思い出す」などと発言し、ジェンダー平等教育への批判を展開した。¹⁷⁾安倍晋三についてももうひとつ重要な経歴は、1997年に設立された「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（代表中川昭一^{なかがわしやういち}）の事務局長となり、「慰安婦問題」に関する歴史教科書の記述の見直しを求めたことである。「慰安婦」の連行には強制性を裏付ける証拠がないとの安倍の国会での発言（2007年）は、韓国、中国は言うに及ばず、米国との関係においても外交関係に大きな緊張をもたらした。¹⁸⁾このように、戦前の「美しい国」への回帰、日本国憲法による家族像の否定、「慰安婦」に強制連行はなかったといった歴史観は、日本会議や神道政治連盟といった団体に共通するものであり、これらの団体に支持された政治家が安倍政権の中核をなしている。これが安倍政権の「女性が輝く社会」政策のパラドクスである。日本国憲法の定める個人の尊厳や両性の平等原則を否定しながら、どんな女性がどうやって輝けるのだろうか。

5 司令塔（ナショナル・マシーナリー）の機能不全

ナショナル・マシーナリーとは、ジェンダー平等に関する直接の政策立案・調整機関であり、国により、女性省などの省庁、議会内の委員会、オンブズマン、国家元首付きのアドバイザーなど、形態が異なる（外務省ホームページの「用語解

説」より)。

「北京行動綱領」(1995年の世界女性会議で採択)は、ナショナル・マシーナリーに必要な条件を次のように述べている。①政治的に最高位にあり、閣僚の責任下にあること。②NGOを巻き込みながら政策を推進し監視すること。③十分な予算と専門的能力があること。④政府のすべての政策に影響を及ぼす機会があること。

1994年より内閣に、首相を本部長、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部が作られたが、内閣府ホームページで開催状況を見ると、数年に一度しか開催されておらず、6年間開かれなかったこともある。さらに、男女共同参画基本法の施行により男女共同参画審議会が男女共同参画会議に格上げされ(議長は官房長官、大臣12名と同数の民間有識者で構成される)、参画本部と並んでナショナル・マシーナリーの役目を果たしている。しかし、女性の閣僚は常に少数なので、大臣12名の枠はほとんど男性によって占められている。民間出身の委員を見ても、セクハラ嫌疑で自分の会社から査問を受けた社長であるとか、「新しい歴史教科書をつくる会」の設立者(いずれも男性)などが名前を連ね、この人たちにジェンダー平等に関するどのような業績があるかは謎である。

さらに、安倍政権になってからの男女共同参画担当大臣は、高市早苗^{たかいちさなえ}、有村治子^{ありむらはるこ}、野田聖子^{の だせいこ}ら歴代7名いるが、女性運動が長年要求している選択的夫婦別姓や政治参画におけるクォータ制について大臣として支持を表明したのは、筆者の知る限り野田聖子のみである。第2次安倍政権の男女共同参画担当大臣のほぼ全員は神道政治連盟国会議員懇談会のメンバーであり、夫婦別姓、クォータ制、妊娠中絶への反対を公に表明していた大臣もいる。男女共同参画担当大臣のポストは「バックラッシュ団体に所属する女性政治家」¹⁹⁾の指定ポストだと指摘する研究もある。2018年8月に明るみに出た東京医大の女性差別入試問題にしても、

男女共同参画大臣が何かの指導をしたという話は全く聞こえてこなかった。

また、日本の男女共同参画担当大臣は多くの所轄を兼務しており、ジェンダー平等行政に専念できる体制にない。女性差別撤廃委員会において、2016年に日本の国家報告書審査がなされた時、日本政府代表団に「日本の男女共同参画担当大臣はパートタイムか」と質問した委員がいた。当時その任には加藤勝信^{かとうかつのぶ}が当たっていたが、加藤は拉致問題担当など合計7つの大臣のタイトルを兼務しており²⁰⁾、そんなにたくさんの仕事をひとりでするはずがないのでパートなのだろうと思われたのである。

日本がもし本気でジェンダー平等社会を目指すのであれば、せめて男女平等担当大臣はジェンダー平等のリーダーであってほしいし、その職務に専念する環境を整えるべきである。男女共同参画会議には専門性と熱意を持った人材を登用してもらいたいものである。さらに、行政機構だけではなく、国会法を改正し立法議会の中にこそジェンダー視点で監査を行うための常設のマシーナリー(機構)が必要である。

6 女性差別撤廃委員会から日本への勧告

(1) 2016年の国家報告書審査

女性差別撤廃条約を批准した国は、条約の実施状況を女性差別撤廃委員会に報告することになっており、批准後1年以内に最初の報告書を提出した後は4年ごとに報告がなされる。日本は2021年に次回の報告書審査が予定されているが、次回からは逐条^{ちくじょうてき}的な報告書ではなく、委員会からの事前質問に文書回答することとされており、この質問はすでに女性差別撤廃委員会のホームページ上

で公表されている。²¹⁾ 2016年に行われた直近の報告書審査（勧告が総括所見として公表されている）によれば、女性差別撤廃委員会が日本の現状について次のような課題があると認識していることがわかる。²²⁾

- ① 女性差別撤廃条約が十分に国内裁判で援用されていない。条約の中身について法曹を含めた研修が必要である。1999年に成立した選択議定書の下で個人通報の事例も蓄積されており、早期の批准が求められる。
- ② 女性に対する差別とは何かについて定義をし、間接差別や複合差別などを包摂する差別禁止法が存在しない。民法の婚姻適齢（男性18歳、女性16歳）、夫婦同氏の強制、女性のみでの再婚禁止期間など差別的な法律が残存する。²³⁾ 2020年の事前質問票ではさらに皇室典範の男系男子主義について質問がなされている。
- ③ 女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリーを強化すべきである。
- ④ 男女の実質的な平等を実現するためにクォータ制を含む暫定的特別措置（ポジティブ・アクション）をとり、2020年までにあらゆる分野で女性を30%にするという目標の実現を確保すること。
- ⑤ 性暴力を助長する商品を規制し、マイノリティ女性に対するヘイトスピーチを禁止し制裁を課す法律を作ること、これらの女性たちへの偏見を根絶すること。
- ⑥ 配偶者暴力防止法を強化すること。強姦の定義を拡大し、性犯罪を非親告罪とすること。暴力被害者のためのシェルターを拡充すること。
- ⑦ 旧優生保護法の下での強制不妊手術について事実を調査し、加害者を訴追し、適切に処罰すること。被害者に対し補償を提供すること。
- ⑧ 「慰安婦」について十全で効果的な救済と被害回復措置をとること。
- ⑨ 少女へのキャリアガイダンスを強化すること。理科系への専攻を推奨すること。

- ⑩ 賃金のジェンダー格差を縮小すること。セクシュアル・ハラスメントの禁止と制裁を定める法律を持つこと。女性の家事労働者の状況について次回の報告書で情報を提供すること。ILO111号条約（差別待遇に関する条約）、189号条約（家事労働者条約）の批准を検討すること。
- ⑪ 刑法および母体保護法を改正し、すべての人工妊娠中絶を非犯罪化すること。中絶に配偶者の同意を必要とするという法律を改正すること。
- ⑫ 女性の貧困、特に女性世帯主、寡婦、障害を持つ女性、高齢女性に対して国が特別な関心を向け、年金が最低生活水準を保障するものへと改革されること。家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること。
- ⑬ 離婚する女性が配偶者の経済的状況について開示を受けることができるよう情報へのアクセスを保障すること。監護や養育費に関する法律を見直し、養育費の支払いを確保し、子どもの福祉が確実に保障されるようにすること。

(2) 勧告に対する日本政府の対応

以上のような委員会からの勧告に関して、現在までに法改正がなされ、改善が見られた点もある。

民法改正による婚姻適齢の男女同年齢化（男女ともに18歳）、再婚禁止期間の100日への短縮（ただし勧告は全廃を求めている）、マイノリティに対するヘイトスピーチ法の施行、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金支給等に関する法律の施行²⁴⁾、2017年の刑法改正により強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、法定刑の引き上げ、性中立化（男性も被害者に含まれることになった）、非親告罪化などが行われたことが挙げられる。

しかしながら、多くの点で指摘された課題は未達成である。夫婦別姓を含む民法改正案は法制審議会の答申を受けながら閣議決定法案としては一度も国会に上程されていない。性暴力に関する刑法の規定も2017年の改正では「暴行・脅迫」「抗拒不能」といった被害者に過度の負担をもたらす構成要件の見直しには手がつけられなかった。2018年には性暴力事件で相次いで無罪判決が出され、抗議する女性たちが各地でフラワーデモを組織した。²⁵⁾

女性差別撤廃委員会は国ごとに重点項目を「フォローアップ対象」としているが、日本に関しては選択的夫婦別姓を含む家族法の改正（上記②）とマイノリティ女性に対するヘイトスピーチの禁止・偏見の根絶（上記⑤）が重点項目として指摘されている。

(3) 新たな課題としての「女性の貧困」

日本は女性差別撤廃条約を批准した1985年以降、委員会に報告書を出し勧告を定期的に受け取っているが、今回新しい課題として浮上したものに「女性の貧困」がある。

日本の男女の賃金格差はフルタイム同士の比較で男性を100とした場合女性は75.6であり依然として格差は大きい。格差を縮小する手段として事業主に賃金格差を公表させる法制を取る国が増えているが、日本は女性活躍推進法によっても賃金格差の公表は事業主の選択にゆだねられている。

内閣府男女共同参画局は2010年に男女別の相対的貧困率を公表している。ほとんどの年齢層で女性の貧困率は男性を上回る。女性差別撤廃委員会は初めて、年金が最低生活水準を保障すべきであり、日本政府に貧困解消のための努力を強化することを勧告した。家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することも明記された。女性が貧困に陥る大きな契機は離婚であり、公正な財産分与を受けるための情報開示、

子どもの養育費を確保するよう法律の見直しを求めている点も重要である²⁶⁾。



まとめに代えて

本誌は労働組合の機関誌であるが、ジェンダー平等を求める運動も労働組合運動も当事者の国際的な連帯により社会を変えてきた点で共通する。本稿では触れることができなかったが、ILOは2019年6月、仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約・勧告を採択した²⁷⁾。日本の法律はハラスメント禁止も罰則規定もなく、「労働者」「職場」などの適用対象が狭く、被害者支援制度がないなどの問題がある。調停機関も「お互いに譲り合う」ことを前提としており、被害者の権利救済にとっては十分なものではない。労働組合運動と女性運動の連帯によりこの条約の批准が実現できれば、日本のジェンダー平等は一步先に進むと思う。そしてより長期的な課題としては、日本社会に根深いジェンダー・ステレオタイプ（性別役割分業）とそれに基づいた雇用システム、社会保障制度などをひとつずつ突き崩し、平等なものに組み替える作業が必要である。それは日本社会の中の家父長制と対峙する営みでもある。

- 1) 日本は国連の9つの主要人権条約のうち、移住労働者の権利条約を除く8つを批准している。しかしこれら9つの条約すべてに付帯する個人通報制度（人権侵害の被害者が直接国連の条約機関に救済を求めることができる制度）をひとつも受諾していない（表1を参照）。
- 2) レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体的性と性自認が一致しない人）、インターセックス（外性器が未分化の人）の頭文字を取り、多様な性の当事者を指す。
- 3) 女性差別撤廃委員会一般勧告25号
- 4) 日本政府は「男女共同参画」の訳語に gender equality をあてている。
- 5) 大嶽秀夫「フェミニストたちの政治史」（東大出版会、

2017年) 204頁

- 6) ノルウェーでは2017年にそれまで存在したジェンダー平等法を廃止し、「平等および反差別法」の中に統合した。この評価については賛否両論ある。拙稿「ジェンダー平等法制の新しい動き」(2018年) 国立女性教育会館ホームページ「コラム」
<https://www.nwec.jp/about/pr/column/hqtuvq0000001wp7.html>
- 7) 差別禁止法制に関しては、2016年に①障害者差別禁止法、②ヘイトスピーチ解消法、③部落差別解消推進法の3つの法律が施行された。いずれも人権啓発法の性格が強く(特に②と③)、被害者救済の仕組みは不十分なものである。日本政府はかつて人権擁護法案・人権委員会法案(いずれも閣議決定法案)を国会提出し、差別禁止法の制定へと舵を切ったことがあったが、実現していない。
- 8) スイスに本部のある民間財団であり、企業からの拠出金が主たる収入源である。
- 9) 第3回世界女性会議(1985年、ナイロビで開催)の成果文書
- 10) 候補者均等法全般に関しては、辻村みよ子他「女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方」(信山社、2020年)を参照。
- 11) (公財)市川房枝記念会女性と政治センター「女性参政70周年記念女性と政治資料集」(2018年)、同「婦人展望」2020年3-4月号特集「女性地方議員14%台へ」。
- 12) いずれも下院の比較である。列国議会同盟(IPU)ホームページより。<https://data.ipu.org/women-ranking> (2019年4月1日閲覧)
- 13) 黄長玲「台湾とアジアにおける新たな金字塔」(「女性展望」2020年3-4月号、13頁)。台湾では2020年の総選挙(中国との融和を拒否する蔡英文総統が再選された選挙)で当選した女性国会議員は41.6%である。
- 14) 国連文書番号 CEDAW/C/SWE/8-9 (2017年)
- 15) バックラッシュは「反動」を意味する。
- 16) 日本会議は、「伝統に基づく国家理念を提唱した新しい憲法の提唱」など、美しい日本を守り伝えるために提言、行動する団体(日本会議ホームページより)である。
<http://www.nipponkaigi.org/about>
- 17) 注5の大嶽、257頁
- 18) 河野談話に対する安倍の姿勢については、山本健太郎「従軍慰安婦問題の経緯—河野談話をめぐる動きを中心に」(「レファレンス」2013年9月号)を参照。
- 19) 橋本翠「女性政策ナショナルマシーナリーと行政改革」(東大公共政策大学院リサーチペーパー) <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/research/research-outputs/research-outputs-of-students/>

- 20) 当時の加藤大臣の所轄は、男女共同参画、少子化対策、女性活躍推進、一億総活躍、働き方改革、再チャレンジ、国土強靱化担当であった。
- 21) 国連文書番号 CEDAW/C/JPN/QPR/9
- 22) 2016年の日本の報告書に対する女性差別撤廃委員会からの勧告(総括所見・和文)は内閣府男女共同参画局のホームページを参照。http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi
- 23) 2015年12月16日の最高裁大法廷判決は民法750条が定める夫婦同氏の強制を合憲とした。同日の最高裁大法廷判決は女性のみを対象とする6ヶ月の再婚禁止期間については100日を超える部分を違憲とした。
- 24) 成立した法律は被害者に一時金320万円を支払うという内容であるが、2020年3月現在、全国7つの地裁・高裁で国の謝罪と補償を求める被害者の裁判が続いている。
- 25) 角田由紀子「性暴力と女性の人権、性をめぐる法の問題点」(「女性白書2019」、26頁)
- 26) 厚労省の2016年の調査では、母子世帯のうち養育費を受け取っているのは24%にすぎない。欧米では養育費の不払いは政府が立替え払いをする、支払義務者の給与から天引きをする、運転免許証を停止するなどの措置がとられている。自民党内にプロジェクトチームができ、ひとり親世帯の支援が検討されている(日本経済新聞2020年4月10日夕刊)。
- 27) 邦訳は「女性白書2019」170頁を参照。

はやし ようこ 弁護士。1980年代から性暴力被害者のためのホットライン、外国人女性のためのシェルターなどで当事者の法的支援を行う。1998年-2000年自由人権協会事務局長。2004年-2006年国連「人権の促進と保護に関する小委員会」代理委員。2008年-2018年国連女性差別撤廃委員会委員(うち2015-2017年は委員長をつとめる)。2018-2019年G7議長国(カナダおよびフランス)により組織されたジェンダー平等諮問委員会委員。2018年津田梅子賞受賞。主な編著書「女性差別撤廃条約と私たち」(信山社、2011年)